

令和2年度第2回 評価委員会説明資料



令和2年12月23日（水）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

(1) 農地中間管理事業の概要について

農地の貸し借り「声かけ運動」実施中！

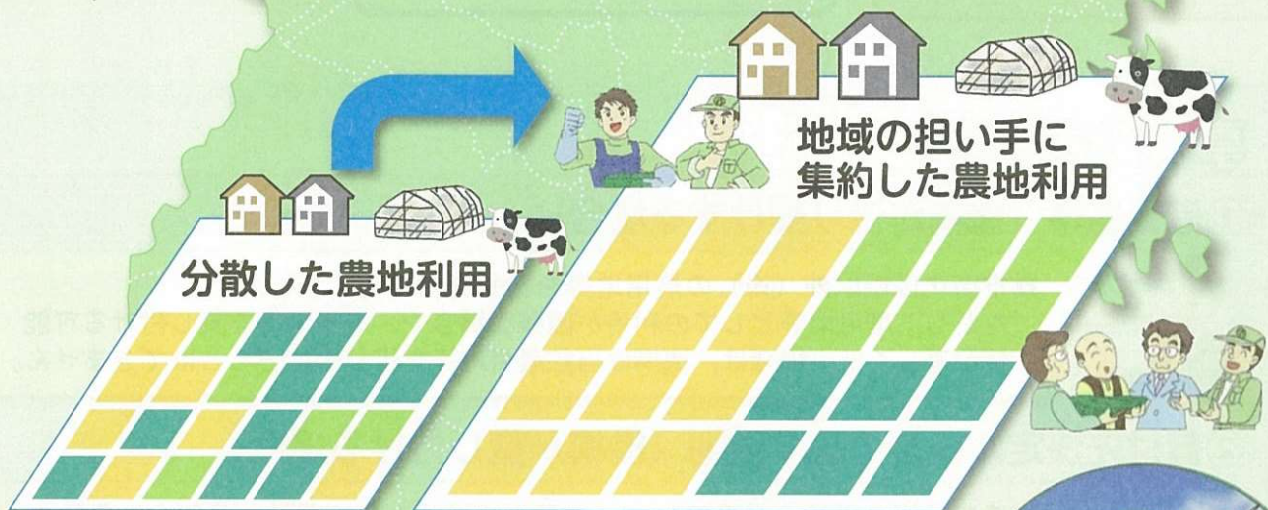
農地集積バンクを活用しませんか！

「農地集積バンク」で問題解決！

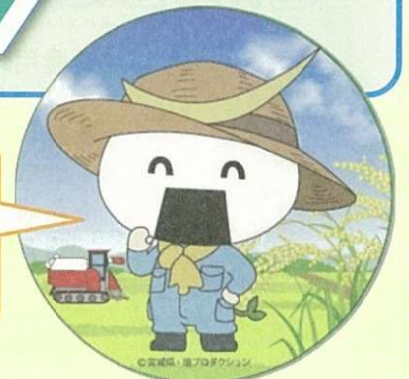
たとえば・・・

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめたい
- 農業をリタイアするので農地を貸したい
- 新規就農するので農地を借りたい

地域の担い手へ重点的に農地集積



地域農業を将来にわたって守るため、一丸となって取り組みましょう！



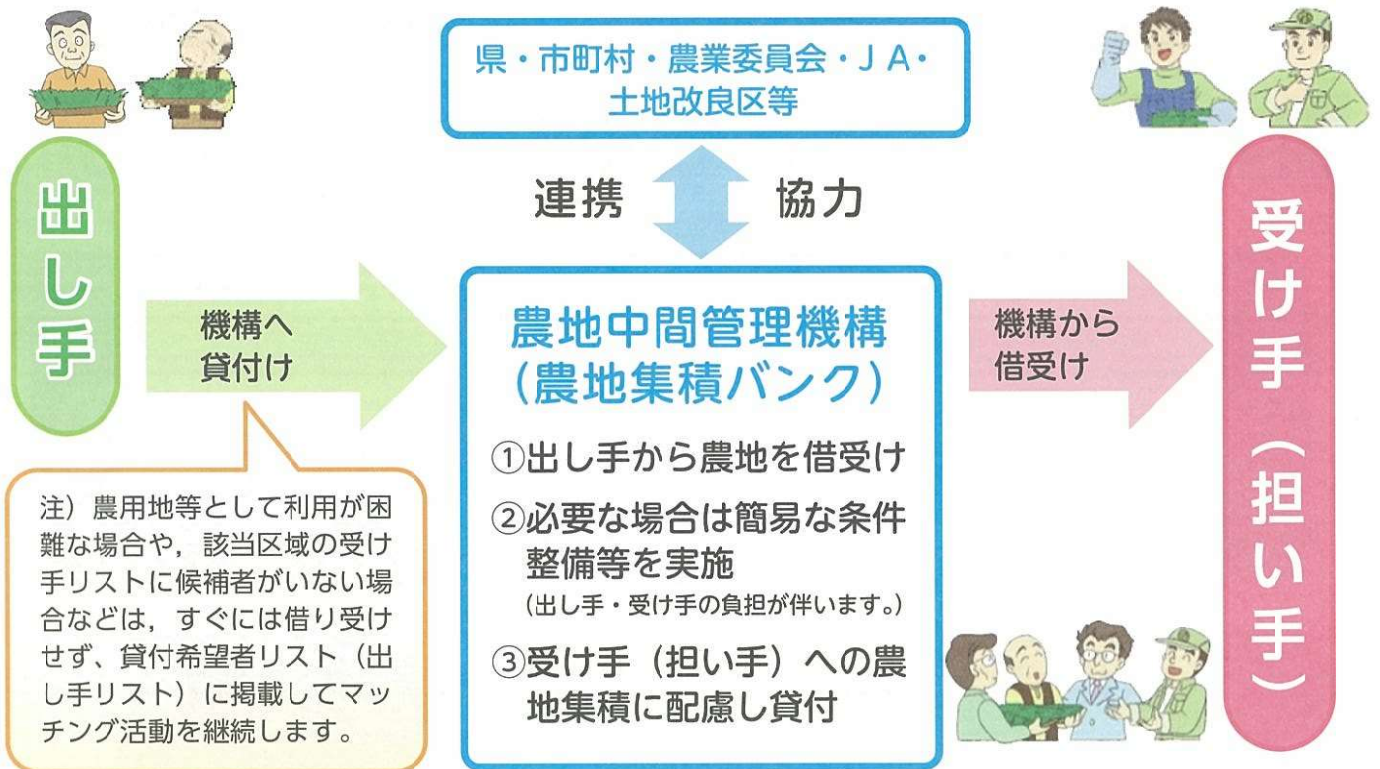
©宮城県・旭プロダクション

※「農地集積バンク」とは、事業主体である農地中間管理機構とその業務委託先及び事業推進する行政機関・団体等の総称として表現しております。



宮 城 県
宮 城 県 農 地 中 間 管 理 機 構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社)

農地中間管理事業の仕組み



事業のポイント

① 借受基準 (機構が借り受けする場合)



- 市街化区域以外 (※) の農用地等を借り受けます。ただし、農用地等としての利用が困難な場合や、農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、機構は当該農用地等を借り受けることはできません。

② 貸付先決定ルールの基本原則 (機構が貸し付ける場合)



- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながることを。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

③ 契約の解除 (機構から貸し付ける相手が見つからない場合)



- 機構が農用地等を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農用地等を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

(※) 市街化区域以外：市街化区域以外の農用地と一体的に農業利用されている市街化区域内農用地は借受けの対象とすることができます (令和2年4月1日～)。

どうする？

農地の貸し借りの手続きの流れ

どうする？

農地を貸したい人(出し手)の場合

「農地を貸したい」旨の申出

ステップ①

機構又は最寄りの市町村・JA等の相談窓口へ連絡します。

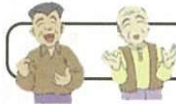


機構による貸付希望者(出し手)リストの作成

ステップ②

貸付期間、賃借料等の諸条件を相談します。また、貸付先決定ルールに基づき受け手を選定します。

機構(市町村・JA等の委託先を含みます。)との条件相談・マッチング



出し手・受け手のマッチング成立



市町村が農用地利用集積計画を作成

関係権利者の同意徴収

農業委員会の決定

市町村の農用地利用集積計画の公告(農地の権利移動)

農地を借りたい人(受け手)の場合

機構による借受希望者(受け手)の募集への応募

ステップ①

機構又は最寄りの市町村、JA等の相談窓口へ相談し、機構による借受希望者の募集に応募します。



機構による借受希望者(受け手)リストの公表



※出し手との契約期間中に受け手変更(農用地等の再配分)をする場合は、農用地利用配分計画による手続き(県認可)となります。

事業活用のメリット

①出し手のメリット

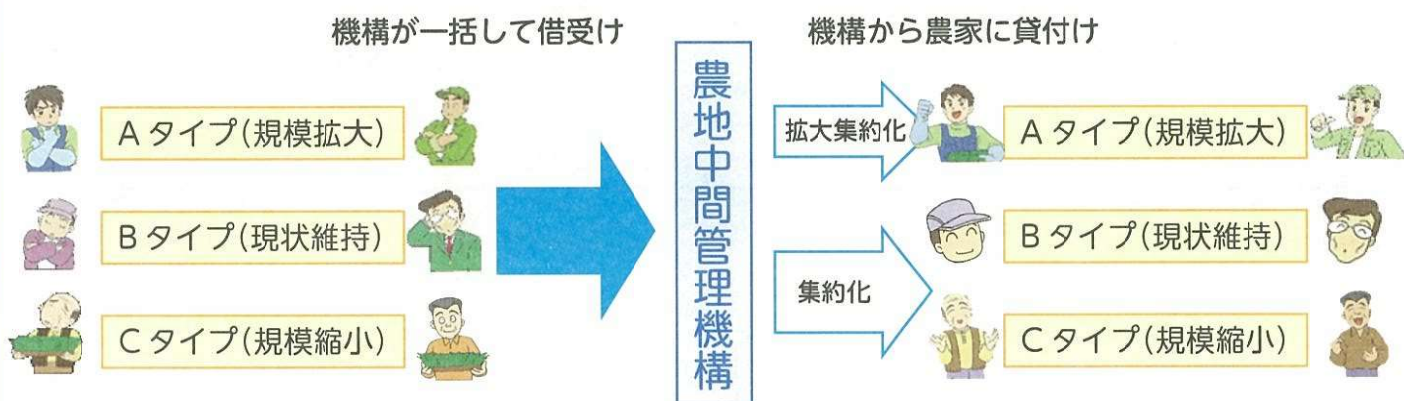
- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます(固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予)。

②受け手(担い手)のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 経営規模拡大により安定的で効率的な農業経営が可能になり、後継者確保にもつながります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 要件を満たせば「担い手集積支援事業」(機構単独事業)が活用できます(助成金の交付)。

農地中間管理事業が目指す効率的な土地利用

地域内で土地利用計画について合意形成されている場合、農地中間管理機構が一括して農地を借受けることで、様々な要望に対応することが可能になります。



以前の農地の利用(所有)状況

A	B	C	B
B	A	A	B
A	C	A	C
C	A	C	B

土地利用計画に沿い、
様々な要望に対応した
貸付けが実現

所有と利用の分離

事業活用後の農地の利用状況

A	A	A	B
A	A	A	B
A	A	A	B
C	C	B	B

さらに、利用
調整可能！



「人・農地プラン」の話し合いで、集落や地域の
今後の農地利用の方向性を話しあおう！

※「人・農地プラン」とは、地域の人の農地の問題を解決するための「未来の設計図」で、地域（地元）の意向に基づき市町村が作成し、随時見直しを実施しています。

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）担い手育成部

TEL：022-275-9192 FAX：022-275-9195

HP アドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

みやぎ農業振興公社

検索

- 宮城県農政部 農業振興課 経営構造対策班

TEL：022-211-2835 FAX：022-211-2839

- お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業振興部

- 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

「農地中間管理事業」で
農地の貸借を応援!

農地の貸し借り 声かけ運動 実施中!



宮城県農地集積バンク(市町村・農業委員会・JA・県・機構)は、農地の貸し借りにおける「声かけ運動」を実施しています。事業を活用していただいた方々の声(メリット等)を地域の方々へお伝えし、きっかけづくりになればと考えています。地域のみなさんも一緒に「声かけ」し、よりよい土地利用を進めませんか!

事業活用者の声

Aさん

受付窓口である農業委員会・JAの説明が分かりやすかった。手続きも簡単で、時間も掛からず済んだ。機構に貸した後、安心して任せられる担い手に調整してもらえた。

出し手
(貸し手)

Bさん

短期的には経営転換協力をいただくことで本年の収入に充てられ大変助かった。長期的に考えると今後の米価変動による農業所得の推測が難しいのに対し、10年間の貸付による所得が安定していて安心である。

受け手
(借り手)

個別担い手Aさん

営農計画どおり規模拡大ができた。出し手とのマッチングも、希望どおりにスムーズに進めてもらえた。今後も地域の担い手としてがんばりたい。

担い手法人代表Bさん

農地の集約化が図れたことが一番大きい。農業情勢は変わらず厳しいが、今後もこの事業を活用し、農業経営の規模拡大を図りたい。

事業の流れ (事務手続き等)



農地中間管理事業の活用条件と主な手続き...

出し手

- ・リタイアする農業者 (農地の一部の貸付もOK)
- ・農地交換希望の担い手等



農地を貸したい場合

- ・「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの窓口へ提出してください。
- ・農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に公社が借り受けるための手続きを行います。

受け手

- ・認定農業者
- ・地域農業の維持に意欲と能力を有する農業者等



農地を借りたい場合

- ・公社が行う「借受希望者の募集」に必ず応募いただく必要があります。今回は、本日令和2年7月29日(水)より募集開始!
- ・公社がリスト化した農地との利用調整後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。

お問い合わせ・ご相談は...

地元市町村・農業委員会・JA・(公社)みやぎ農業振興公社(TEL 022-275-9192)へ

みやぎ農業振興公社

検索

(2) 農地中間管理事業評価委員会制度について

農地中間管理事業評価委員会制度について

令和2年12月23日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (R2,4,1 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (R2,4,13 改正)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、

宮城県 (農振) 指令第165号 (H26, 10, 3)

宮城県 (農振) 指令第167号 (H27, 10, 29)

宮城県 (農振) 指令第211号 (H28, 11, 2)

宮城県 (農振) 指令第196号 (H30, 12, 4)

宮城県 (農振) 指令第120号 (R1, 8, 7)

宮城県 (農振) 指令第140号 (R2, 8, 3) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※R元年度分は、R2, 6, 26付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催状況及び予定 (内容)

(1) 令和元年度 (令和2年度以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月4日) . . . H30事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月19日) . . . R1事業中間報告
- ③年 度 内 (3月23日) . . . R1事業見通し・R2当初事業計画

(2) 令和2年度 (参考)

- ①年度当初 (6月3日) . . . R1事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月23日) . . . R2事業中間報告
- ③年 度 内 (3月予定) . . . R2事業見通し・R3当初事業計画

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 任命しようとする者の氏名及び略歴

二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（R2, 4, 1改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：(公社)みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（R2, 4, 13改正）

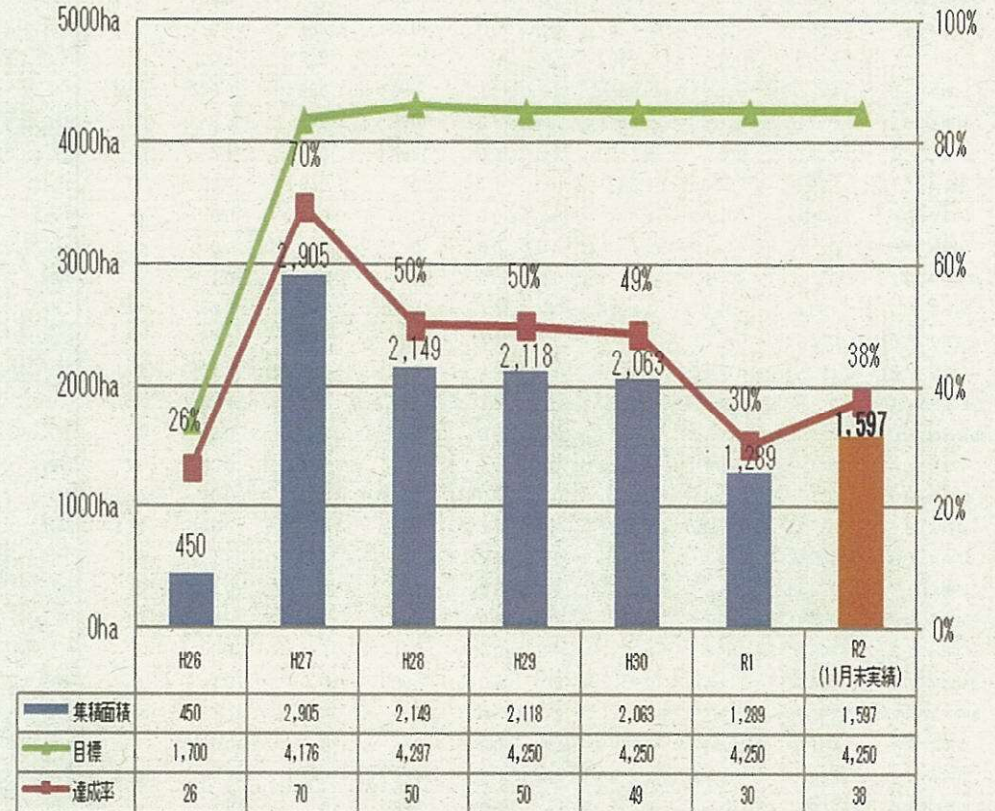
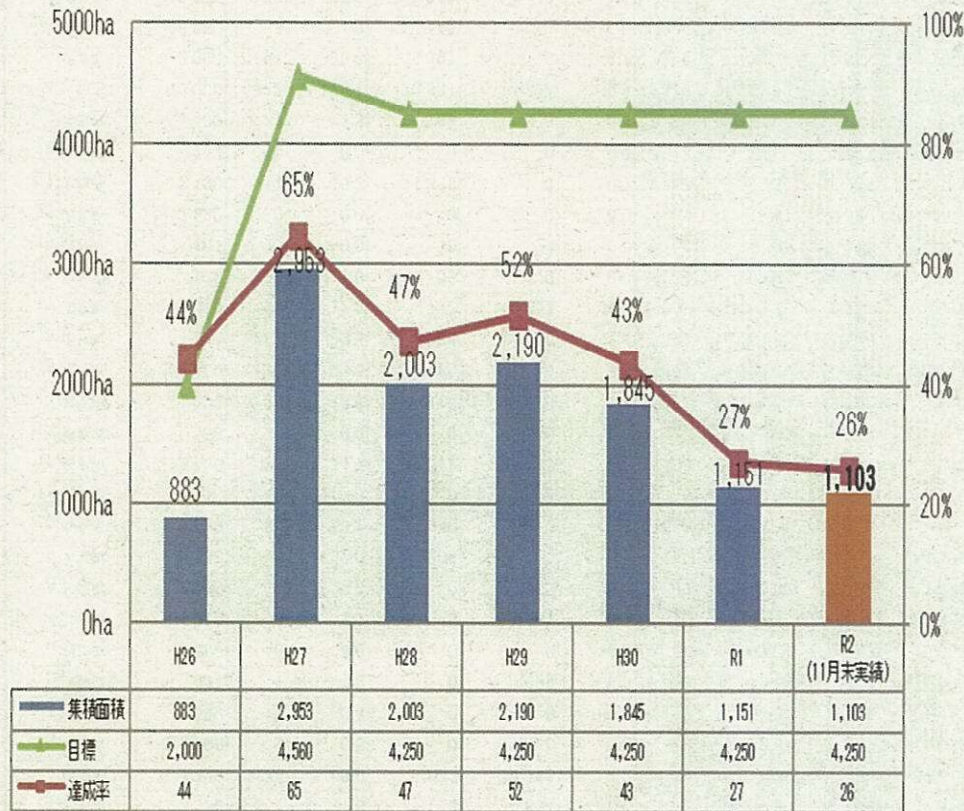
後添のとおり

(3) 令和2年度農地中間管理事業の実施状況
について

年次別事業計画及び実績

機構借入

機構転貸



◎令和2年度の11月末時点の機構の借入面積は1,103ha、貸付面積は1,597haの実績であり、目標面積である4,250haに向け事業推進中。

※業務委託先をはじめとした関係機関、地元農業委員等と連携推進中。

農地中間管理事業 進行状況

宮城県農地中間管理機構

R2.11月機構把握データ

No	市町村	H22耕地 面積 (ha) A	機構借入(農用地利用集積計画)										機構貸付(農用地利用配分計画)										市町村
			R2機構借入合計						機構借入累計(H26からの累計)				R2機構貸付合計				機構貸付累計(H26からの累計)						
			件数	面積 B(ha)	使用料		進捗率 (参考) B/A %	件数	面積 Bt(ha)	使用料		進捗率 (参考) Bt/A %	件数	面積 C(ha)	使用料		進捗率 (参考) C/A %	件数	面積 Ct(ha)	使用料		進捗率 (参考) Ct/A %	
					金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)				金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)		
1	白石市	3,550	4	1.8	0	834	0.0	12	8.9	108	2,974	0.3	4	1.8	0	834	0.0	13	8.9	108	2,974	0.3	白石市
2	角田市	4,720	179	63.0	833	14,166	1.3	1,114	576.6	13,236	87,216	12.2	225	94.1	1,786	17,331	2.0	1,180	581.2	13,315	87,882	12.3	角田市
3	蔵王町	2,400	1	0.5	0	0	0.0	49	38.3	1,147	6,071	1.6	1	0.5	0	0	0.0	47	38.3	1,147	6,101	1.6	蔵王町
4	七ヶ宿町	592	1	0.3	0	0	0.0	122	51.3	2,446	1,453	8.7	3	1.1	59	0	0.2	56	52.1	2,534	1,453	8.8	七ヶ宿町
5	大河原町	611	1	1.8	0	1,089	0.3	33	19.0	111	11,003	3.1	1	1.8	0	1,089	0.3	32	19.0	111	11,003	3.1	大河原町
6	村田町	1,650	0	0.0	0	0	0.0	84	37.8	582	10,658	2.3	2	0.7	7	188	0.0	35	37.8	582	10,658	2.3	村田町
7	柴田町	1,020	6	5.0	45	1,241	0.5	370	142.7	3,581	31,230	14.0	10	6.6	46	1,538	0.6	233	142.7	3,581	31,230	14.0	柴田町
8	川崎町	1,990	1	0.6	0	173	0.0	39	41.0	164	11,476	2.1	2	1.0	0	233	0.0	39	41.4	164	11,536	2.1	川崎町
9	丸森町	3,230	5	2.0	206	0	0.1	267	162.1	7,757	14,595	5.0	5	1.9	223	0	0.1	36	161.5	7,727	14,595	5.0	丸森町
10	仙台市	5,830	25	13.2	1,070	0	0.2	1,328	805.9	89,729	0	13.8	137	168.2	17,704	0	2.9	916	812.8	89,734	0	13.9	仙台市
11	塩竈市	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	塩竈市
12	名取市	2,460	23	14.7	1,012	0	0.6	530	378.4	21,181	0	15.4	25	33.9	2,123	0	1.4	204	385.7	21,690	0	15.7	名取市
13	多賀城市	358	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	多賀城市
14	岩沼市	1,290	26	13.6	716	0	1.1	1,032	793.4	49,752	0	61.5	48	28.4	1,600	0	2.2	557	795.5	49,890	0	61.7	岩沼市
15	亶理町	2,460	112	93.5	10,120	0	3.8	403	323.6	34,119	5,717	13.2	170	134.3	14,654	0	5.5	401	323.6	34,119	5,717	13.2	亶理町
16	山元町	1,230	282	90.5	9,768	0	7.4	437	167.2	15,516	11,210	13.6	14	93.1	9,967	360	7.6	55	169.2	15,715	11,210	13.8	山元町
17	松島町	1,010	19	12.2	751	2,202	1.2	207	133.1	9,501	22,596	13.2	34	22.6	751	8,259	2.2	170	133.1	9,501	22,591	13.2	松島町
18	七ヶ浜町	119	2	1.0	50	0	0.9	254	91.2	4,415	0	76.6	2	1.0	50	0	0.9	200	91.2	4,415	0	76.6	七ヶ浜町
19	利府町	461	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	利府町
20	大和町	2,520	0	0.0	0	0	0.0	97	116.4	10,590	4,902	4.6	0	0.0	0	0	0.0	28	116.4	10,590	4,902	4.6	大和町
21	大郷町	2,190	11	16.2	1,388	0	0.7	347	392.5	33,235	6,563	17.9	14	23.4	1,875	0	1.1	110	392.5	33,235	6,563	17.9	大郷町
22	富谷市	717	0	0.0	0	0	0.0	13	17.6	205	6,444	2.5	2	2.1	0	1,238	0.3	12	17.6	205	6,444	2.5	富谷市
23	大衡村	1,400	1	2.5	186	0	0.2	50	77.9	2,018	17,176	5.6	2	3.2	186	210	0.2	45	77.9	2,018	17,176	5.6	大衡村
24	大崎市	19,000	222	179.1	23,631	4,298	0.9	1,346	1,291.5	177,161	30,433	6.8	286	230.8	31,586	4,299	1.2	958	1,288.5	176,826	30,434	6.8	大崎市
25	色麻町	2,890	61	90.0	9,397	0	3.1	296	432.7	49,551	555	15.0	8	50.8	5,058	0	1.8	67	393.1	45,155	555	13.6	色麻町
26	加美町	6,260	5	1.3	145	0	0.0	289	434.3	46,464	3,903	6.9	3	0.9	102	0	0.0	45	433.7	46,385	3,903	6.9	加美町
27	蒲谷町	3,470	76	65.5	6,029	0	1.9	670	534.4	67,775	10,477	15.4	118	107.0	10,950	3,030	3.1	649	550.4	69,330	13,507	15.9	蒲谷町
28	美里町	5,010	106	103.7	14,619	552	2.1	732	727.6	113,911	11,111	14.5	72	121.7	17,192	716	2.4	390	727.6	113,906	11,111	14.5	美里町
29	栗原市	18,500	58	70.4	7,487	5,394	0.4	900	975.8	55,917	245,756	5.3	71	82.7	8,028	9,619	0.4	794	975.9	55,894	245,814	5.3	栗原市
30	登米市	18,400	118	96.3	13,464	0	0.5	1,674	1,522.9	210,118	22,127	8.3	173	152.8	21,232	0	0.8	1,570	1,537.2	211,737	22,127	8.4	登米市
31	石巻市	9,360	175	136.8	14,498	22,519	1.5	1,020	924.6	87,489	177,278	9.9	214	195.5	20,262	33,458	2.1	926	935.9	88,654	178,821	10.0	石巻市
32	東松島市	2,510	37	20.8	353	10,345	0.8	795	546.0	45,155	81,385	21.8	51	28.3	856	10,888	1.1	587	549.2	45,650	80,725	21.9	東松島市
33	女川町	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	女川町
34	気仙沼市	1,430	25	6.2	306	0	0.4	344	87.4	2,855	6,530	6.1	2	6.2	306	0	0.4	23	87.4	2,855	6,530	6.1	気仙沼市
35	南三陸町	989	8	1.1	36	0	0.1	144	49.7	1,500	0	5.0	3	1.1	36	0	0.1	33	49.7	1,500	0	5.0	南三陸町
県計		129,655	1,590	1,103.7	116,108	62,813	0.9	15,001	11,903.3	1,157,404	840,839	9.2	1,702	1,597.6	166,636	93,290	1.2	10,414	11,928.6	1,158,388	845,562	9.2	

1 「人・農地プラン」との一体的推進

- ①人・農地プランの実質化に向けた取組を推進するため、県・市町村・農業委員会等と連携し、地域内の話合いの機会の誘導
- ・集落単位等の話し合いには、農業委員・農地利用最適化推進委員・機構地域コーディネーター等の参加も働きかけ
 - ・話し合いの場で、農地集積の有効手段の一つとして、農地中間管理事業の活用を積極的に推進
 - ・機構手数料を活用し、集落単位等の話し合い経費を支援

【上半期の主な取組】

- コロナ禍の影響で会合自粛の地域が多い中、市町村・地元協議会等からの派遣要請に基づき、プランの実質化と事業量拡大に向け推進中。登米市においては、人・農地プラン実質化推進会議の委員として、作業部会の会員として地域CD等が話し合いの場に参加した。
- 公社単独事業「担い手集積支援事業」により、「地域タイプ」話し合いの経費支援（助成金）は、4件2団体に交付済み。「集積タイプ」、「集約化タイプ」は随時受付中。

2 市町村・農業委員会・JA・土地改良区及び担い手組織との連携強化

- ①市町村、農業委員会、JA、土地改良区及び担い手組織との定期的な情報交換の実施
- ・担い手農業者組織等事業連携協定（H28.6.21締結）に基づく推進会議を継続開催し、担い手農業者組織からの意見・要望等を聴き取りながら、国等へ制度改善等を要望
- ②農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターの活動状況等について相互に情報共有
- ・農地の出し手・受け手から収集した営農意向等の情報の共有
- ③農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関係機関の情報共有
- ④円滑化事業との統合一体化に対する適切な対応
- ・円滑な事業統合に向けた、JA等円滑化団体との連携推進

【上半期の主な取組】

- 担当者会議を7/29に開催し、R2実施方針や法改正への対応状況（一括承継等）を周知済み。一括承継については、角田市公社と手続きの調整を行っている。JAとの調整は今後、中央会を通して一層連携強化を図る。
- 農地利用最適化推進委員等の連携状況については、9/2・9/3に800人規模の研修会の場で、意識統一のため、機構事業との連携活動についてPRを行った。
- 担い手組織（法人協会、認定農業者協議会等）とは、連携協定に基づく連携推進会議を8/20に開催し、意見交換を行っている。
【担い手組織からの意見の例】
- ① 中山間地域の農業をどうするかというテーマは法人協会の中でも話題になっている。どうしたら地域に担い手が入ってもらえるか持ち帰って議論したい。（法人協会）
- ② 認定農業者でない方も農地の受け手として認めることになったが、何故？認定農業者の育成についても支援をお願いしたい。（認定農業者協議会）
- JA等で実施していた農用地利用円滑化事業の契約期間満了により、順次、農地中間管理事業への鞍替えが進んでいる。（上半期：約700件、470ha）

3 農地の集積・集約化の推進

- ①圏域毎に定めた集約化推進地区における取り組みの重点化
- ・推進地区毎に担い手・市町村・農業委員会・JA・土地改良区・県・機構が連携し、担い手が経営する農地の見える化（分散状況の図面化）等による効率的な話し合いの推進

②機構集積協力金制度の周知及び機構手数料を活用した集約化の促進

- ・新たな機構集積協力金制度の周知、有効活用事例の紹介
- ・地域ぐるみの話し合い経費や集約化に結び付いた農地への促進費の交付

③地域農業の担い手確保・育成

- ・宮城県担い手育成総合支援協議会等と連携した農地集積・集約の核となる担い手の確保・育成

【上半期の主な取組】

- 農業委員や担い手農業者等を対象とした各種研修会の場や市町村等巡回時にパンフレット（担い手集積支援事業）を配布し、機構集積協力金との併用について事業啓発中。モデル推進地区の角田市西根地区においては、担い手協議会を中心に農地シャッフル活動継続中。
- 県担い手協議会により、6集落営農組織に対し、法人化指導を継続実施中。

4 農地整備事業との連携強化

- ①農地整備事業計画地区に係る重点実施区域の設定
- ②農地整備実施中の地区における機構事業の活用促進
 - ・（特定）農作業受委託契約農地の機構事業の活用促進
- ③農地整備事業の構想段階・調査計画段階における地区情報の共有化と機構事業制度の周知
- ④農地整備地区の換地に伴う円滑な契約変更（地番・面積・賃料）手続きの推進
- ⑤基盤整備済み地区に内在・隣接する未整備農地のハード（暗渠排水工事、農地耕作条件改善事業等）とソフト（農地中間管理事業等）を一体的に進める「機構パッケージ型支援手法」の推進

【上半期の主な取組】

- 機構パッケージ型支援手法（ハードとソフトを一体的に推進）については、R4 実施に向け、地域CD（栗原圏域）を中心に地区の掘り起こしに重点を置いて活動中。農業競争力強化農地整備事業等との連携強化についても地区推進員等が参加する各種会議の場で随時事業PR中。
- 特定農作業受委託契約から機構事業への切り替えを推進するため、随時、軽減税率制度による担い手の影響（事務処理状況等）について、担い手から情報収集。
- 農地整備事業地区の換地に伴う契約変更（地番・面積・賃料）手続きについて、円滑に推進できるよう関係市町村と協議中。

5 中山間地域における推進

- ①中山間地域における営農条件の改善（機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業の実施等）と機構事業の活用との一体的推進
- ②経営規模の大小に係わらない担い手の確保・育成による地域農業の安定化
 - ・地域社会の維持に重要な中小経営体を中山間地域の担い手として事業推進
 - ・農地や水路等の地域資源の維持・保全活動との連携

【上半期の主な取組】

- 担い手要件の緩和（地域農業の維持に意欲と能力を有する農業者も対象）により、徐々に中小経営体の育成も図れつつあるが、市町村の斡旋基準等に合致しないケースもあるため、全ての地域での推進は困難な状況にある。
- 営農条件の改善（機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業の実施等）と機構事業の活用との一体的推進についてPR中。（機構パッケージ型支援）

「担い手集積支援事業」の概要について

～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～

(1) 賃借料手数料徴収の経緯等

① 徴収経緯

- ・ J Aによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。（現在に至ります。）

② 徴収額

- ・ 賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）
- ・ 物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料（標準賃借料）を基に金銭換算し、算定します。



③ 徴収方法

- ・ 農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込みます。
- ・ 農地耕作者からは手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。

(2) 賃借料手数料使途の3つのポイント

ポイント① ～担い手・地域等へ還元～

令和元年度新規

1. 農地中間管理事業推進に資する公社単独事業費

① 担い手集積支援事業（担い手集積支援助成金）

- ※ 1 農地の集積・集約化に係る会議費用について助成金を交付
- ※ 2 集積・集約化された農地について助成金を交付

② 理事長特認事業

ポイント② ～円滑な精算事務への対応～

継続

2. 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替

（受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を軽減）

ポイント③ ～機構運営費への一部充当～

継続

3. 農地中間管理事業に係る補助対象外経費への充当

（補助金で賄えない機構職員人件費等に充当）

(3) 担い手集積支援事業の概要

担い手集積支援助成金は、①地域タイプ ②集積タイプ ③集約化タイプの3つのタイプがあります。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

まずは、
話し合いから
スタート!

①地域タイプ

- 1) 会場借上費
- 2) 資料印刷費
- 3) お茶代
- 4) その他費用

10,000円以内/会議

地域代表者等
少人数の場合
も対象



地域ぐるみでの話し合い

話し合いを
繰り返す
ことで!

農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について
担い手へ

② 集積タイプ

10万円以内/1経営体

※1月1日から12月31日までに
機構から転貸された農地。
5ha以上が対象



規模拡大!

出し手

機構

担い手

市町村・JA等の協力

機構から転貸された農地について
他の機構転貸農地と農地交換する
ことで集約化につながった場合
担い手へ

③ 集約化タイプ

200円/a

※1経営体当たり10万円以内



集約化の実現

担い手の育成

担い手同士の農地交換(分散解消)

このパンフレットに関するお問い合わせは・・・

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

電話 (022) 275-9192
FAX (022) 275-9195



農地中間管理事業推進体制の整備

R2, 4月現在

宮城県農地集積バンク

県農地集積連携推進会議

県推進本部

本部長：農政部
次長（技術担当）

本部員：関係各課長

県市長会

県町村会

県農業会議

県農業協同組合
中央会

県土地改良事業
団体連合会

(株)日本政策
金融公庫

連携

県 地方推進本部 (地方振興事務所)

本部長：副所長(技術担当)
本部員：関係各部長

大河原圏域

仙台圏域

北部圏域

北部栗原圏域

東部圏域

東部登米圏域

気仙沼圏域

農地中間管理機構(みやぎ農業振興公社)

業務委託

連携

機構本部 (17名)

理事長

常務理事

常務理事

参与
兼部長

担い手育成部

総務部総務企画班 (1)
担い手育成班

次長
兼班長

農地集積班

機構チーム (7)

集積チーム (4)

連携

関係機関

市町村 (33)

JA (9)

市公社 (1)

農業委員会

農地利用最適
化推進委員

土地改良区等

連携
協定

担い手農業者組織等

宮城県農業法人協会

宮城県認定農業者組織連絡協議会

宮城県農業士会

宮城県農村青少年クラブ連合会

農業参入法人連絡協議会

日本公庫

農林中金

連携

現状維持希望



自作農家

規模縮小希望



出し手農家

規模拡大希望



担い手農家

令和2年度 宮城県農地中間管理事業 地域コーディネーターの皆さん

The map shows the following coordinators and their locations:

- 三浦 栄** (栗原地域事務所 農業振興部) - 栗原市
- 中澤 和志** (栗原地域事務所 農業振興部) - 栗原市
- 金野 信義** (登米市産業総務課) - 登米市
- 佐藤 吉彦** (登米市産業総務課) - 登米市
- 只野 公司** (南三陸町農林水産課) - 南三陸町
- 佐藤 雄一** (北部地振事務所 農業振興部) - 大川町
- 佐々木 俊一** (北部地振事務所 農業振興部) - 大川町
- 櫻田 克嘉** (JA新みやぎ 涌谷営農センター) - 涌谷町
- 門間 満信** (東部地振事務所 農業振興部) - 石巻市
- 岡田 和朗** (東部地振事務所 農業振興部) - 石巻市
- 佐藤 勇記** (仙台地振事務所 農業振興部) - 川崎町
- 大槻 久男** (大河原地振事務所 農業振興部) - 七戸市
- 佐久間 吉光** (大河原地振事務所 農業振興部) - 七戸市
- 河村 亨** (大河原地振事務所 農業振興部) - 山元町

令和2年7月1日現在
宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社
※名前の下のカッコ内は、駐在場所。

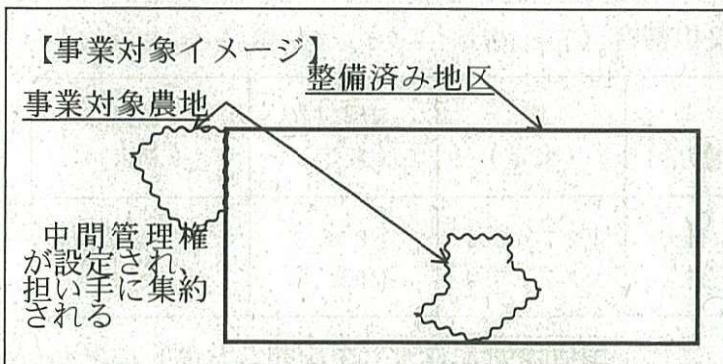
～ ハード・ソフト一体的な「機構パッケージ型支援」～ (令和2年12月23日)
 農地中間管理事業の機構集積協力金を活用し、

「基盤整備済み地区に内在・隣接の未整備農地」の耕作条件改善を機構が支援

農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）は、県や市町村など、関係機関と連携しながら、今年度創設された機構集積協力金（農地整備・集約協力金）の活用を図り、基盤整備済み地区に内在・隣接する未整備農地の区画拡大や暗渠排水等を行う農地耕作条件改善事業（機構営）を取り組むとともに農地中間管理事業を連携推進するなど、ハード・ソフト一体的な「機構パッケージ型支援」を行います（令和4年度試行）

1. 機構集積協力金（農地整備・集約協力金）を活用した農地耕作条件改善事業の概要

農地耕作条件改善事業 (地域内農地集積型、高収益作物転換型)	+	機構集積協力金 (農地整備・集約協力金)
<p>(主な事業要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業は最大5年（ハード事業は最大3年） ○区画整理、農地造成（水田の畑地転換）、又は暗渠排水は単独実施できる ○その他の工種は区画整理又は暗渠排水と併せて実施する必要がある場合はできる ○高収益作物転換型の場合は、作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること ○農地中間管理事業の重点実施区域に指定 ○総事業費：200万円以上 ○国補助率：50%（中山間55%） ○事業主体：県、市町村、機構、改良区等 	機 構 パ ッ ケ ー ジ 型 支 援	<p>(主な交付要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象農地が基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地区内で合計10ha（中山間5ha）未満であること ○対象農地の全てが、農地バンクに15年以上貸し付けられており、目標年度までに担い手に集積されること（うち5年以上は使用貸借の設定） ○対象農地を含む地域において、「人・農地プラン」の見直し（実質化）を行うこと等 ○担い手の農地集約化率100%で、整備費の12.5%交付（農家負担軽減）



機構集積協力金（農地整備・集約化協力金）
 【交付率（整備費に対する割合）】

目標年度における 担い手の農地集約化率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

・農地集約化とは、1ha（中山間0.5ha）以上の「まとまりを有する農地」



ドレーンレイヤー（公社保有）の暗渠排水工事



農地集積の指導・支援

2. 機構集積協力金を活用した農地耕作条件改善事業の機構パッケージ型支援

- 機構集積協力金（農地整備・集約協力金）は、基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地区内で合計10ha（中山間：5ha）未満が交付要件であり、換地を伴わない簡易な基盤整備（区画拡大、暗渠排水等）では、農地耕作条件改善事業地区10～50百万円程度が想定される。
- この機構関連事業の推進に当たっては、農地の区画拡大や暗渠排水工事等の専門的な知識と経験が求められるほか、対象農地の全てを農地中間管理事業に貸し付ける事業要件であるなど、ハード・ソフト支援が必要となる。
- 農地中間管理機構では、重点実施区域に「農地耕作条件改善型重点地区」を設定し、機構集積協力金（農地整備・集約化協力金）を活用した農地耕作条件改善事業（機構営）を積極的に取り組み、農地の区画拡大やドレーンレイヤー（公社保有機械）による暗渠排水等の基盤整備を行うとともに農地中間管理事業の連携推進を図るなど、ハード・ソフト一体的な「機構パッケージ型支援」を行うもの。（令和4年度試行予定）

* 機構集積協力金（農地整備・集約協力金）を活用した農地耕作条件改善事業イメージ

事業対象の未整備農地
整備済み地区

換地を伴わない
簡易な基盤整備

- ・ 区画拡大
- ・ 暗渠排水など

【面積規模】

- 平地 2～10ha 未満
- 中山間 1～5ha 未満

【想定事業費】

- 1千万円～5千万円程度

（想定事業単価：平地50万円／10a、中山間100万円／10a）

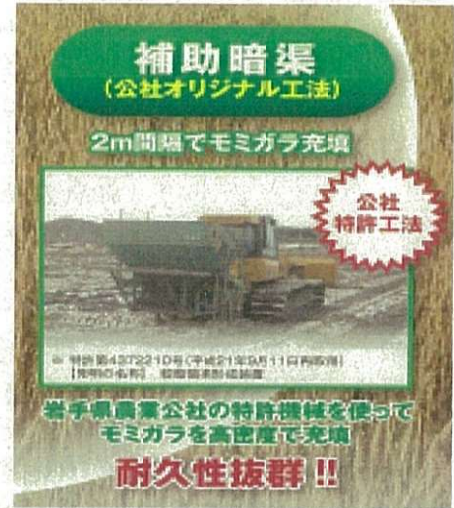
【機構営による農地耕作条件改善事業の負担割合（下記は国ガイドラインで詳細は今後協議予定）】

事業主体	国 (国庫補助+機構集積協力金)	県 (未定)	市町村 (未定)	その他 (未定)
農地中間管理機構 [中山間地域の場合]	50%+12.5%(最大)	27.5%	10%	(12.5%)
	55%+ 7.5%(最大)	27.5%	10%	(7.5%)

- 農地耕作条件改善事業の国負担としては、国庫補助50%（中山間55%）のほか、機構集積協力金（農地整備・集約協力金）では、整備費の最大12.5%を交付支援。
- 機構集積協力金（農地整備・集約協力金）を活用した農地耕作条件改善事業を機構営で実施する場合における県や市町村の負担割合については、国が設定している「地方公共団体の負担割合の指針」（ガイドライン）等に基づき、関係機関と今後協議予定。
- 農地整備・集約協力金の事業対象農地は、農地バンクに15年以上貸し付けられ、うち5年以上は使用貸借（農地賃貸借料が無し）の設定が交付要件。
- 関連支援としては、一定要件により、1.0～2.8万円／10a（中山間）を交付する地域集積協力金（集積・集約化タイプ）があり。



ドレンレイヤー（公社保有）による暗渠排水工事



公社特許（INK工法）補助暗渠



ストーンクラッシャーの石レキ除去工事



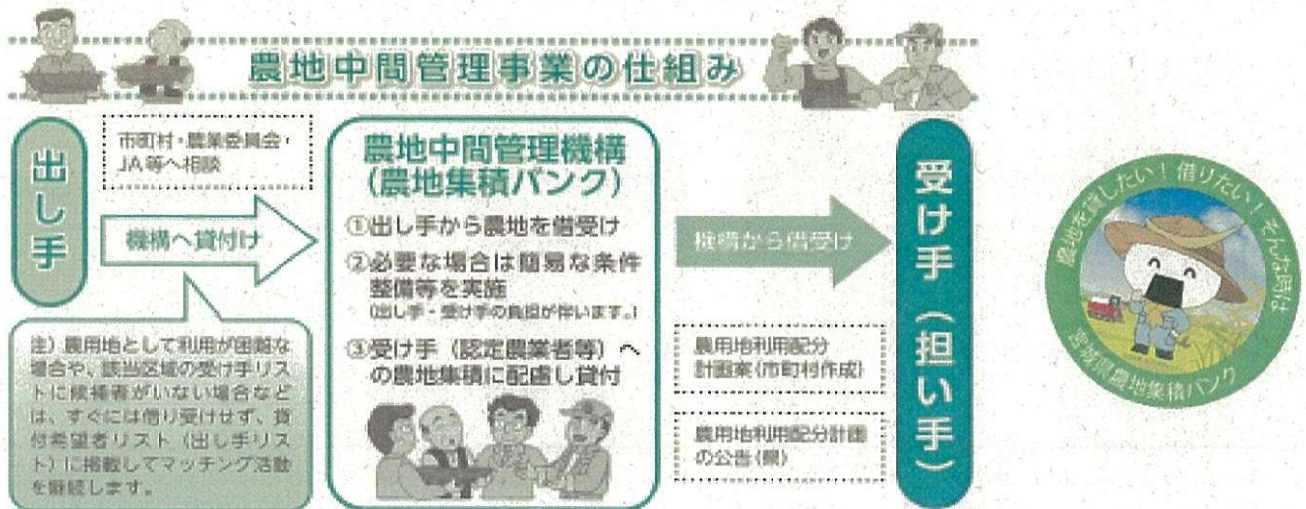
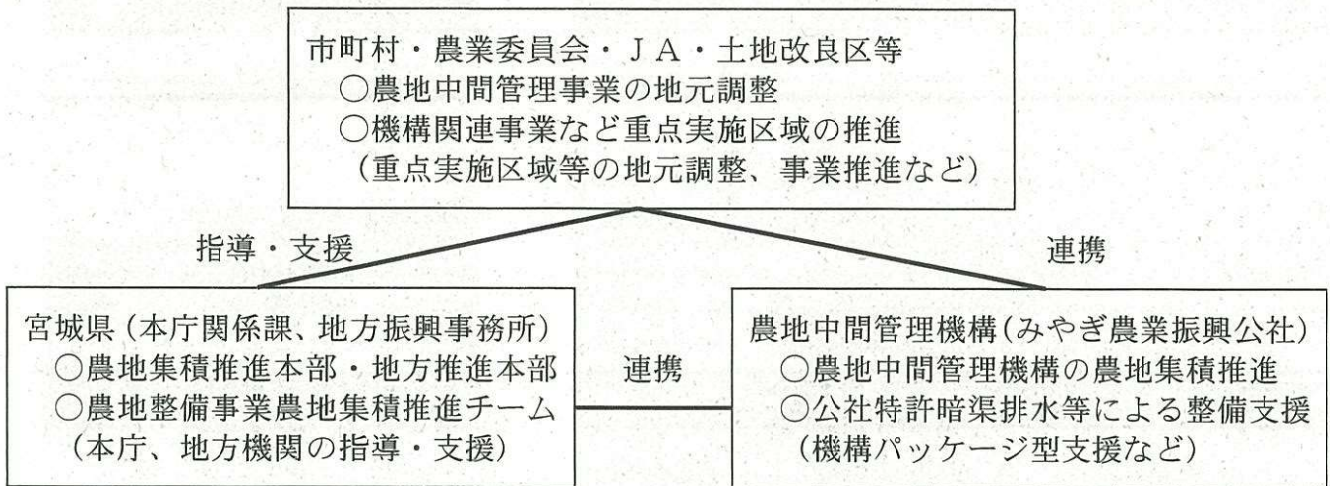
発注者支援業務（設計資料作成・現場補助等）

3. 事業の進め方（標準的な事業工期）

1年目 (R 3)	2年目 (R 4)	3年目 (R 5)	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の話し合い ・ 農地中間管理権の設定 ・ ソフト事業（調査調整） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード事業着手 ・ 区画拡大工事 ・ 管水路工事等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗渠排水工事等 ・ 集積協力金の申請 ・ 事業完了 	現時点でR 5までの時限措置

- 農地耕作条件改善事業のハード整備は、区画拡大、暗渠排水など、換地を伴わない簡易な基盤整備のほか、必要に応じてICT水管理、防草対策等の事業導入を検討。
- 事業は、計画調整1年程度、工事实施2年程度とし、標準工期として3ヶ年を予定。
- ソフト事業の調査調整費については、農地農作条件改善事業の条件改善促進支援（定額助成）の300万円（年基準額の上限）を活用を検討。
- 担い手の農地集積は最大交付となる集約化100%目標を基本とし、対象農地の1団地（集約化）は、1ha（中山間0.5ha）以上の「まとまりを有する農地」とする。
- 機構は、県や市町村など関係機関と連携しながら、農地耕作条件改善事業と農地中間管理事業との連携推進を支援。（ハード・ソフト一体的な「機構パッケージ型支援」）

4. 農地中間管理事業の推進体制



5. 参考

主な中山間地域（振興山村、過疎、特定農山村、豪雪）
 ○白石市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町（旧富岡村）、川崎町、丸森町
 ○仙台市（秋保、根白石、宮城）、山元町、大和町（吉田、宮床）
 ○大崎市（古川、岩出山、鳴子）、加美町 ○栗原市
 ○石巻市（河北、雄勝、北上、牡鹿）、女川町
 ○登米市（登米、東和、津山） ○気仙沼市、南三陸町

○「集約化」とは、同一経営体の経営等農用地であって1ha（中山間0.5ha）以上のまとまりを有する農地（連坦化）
 ○「まとまりを有する農地」とは、一連の営農作業を継続するのに支障がない農地（2筆以上の農地が畦畔や道路等で接続）

【本資料の取扱い】

国の令和2年度概算決定において、機構集積協力金（農地整備・集約協力金）の対象となる事業主体に「農地中間管理機構等」が拡充された段階であり、本資料の作成は、現時点の情報で取りまとめたもので、国の概算決定後の要綱・要領等改正によって内容が変わる可能性がある。

なお、機構としては、令和4年度に中山間地域等1～2地区程度の試行を検討。

公益社団法人 みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）
 担い手育成部 農地集積班 TEL 022-275-9192
 畜産・農村整備部 農地整備班 TEL 022-275-9194

(4) 令和元年度事業に対する評価委員会の
意見への対応状況について

令和元年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

農地集積の問題は、土地問題にとどまらず、今後の地域農業の振興と農村の維持・活性化を、誰が、どういう体制で担っていくかという課題と密接に関わる重要な課題である。宮城県は、市町村、宮城県農地中間管理機構、農協等の関係機関、関係団体と連携を密にしながら当該事業を進めており、この点は高く評価できる。今後は、地域に担い手がいない場合の外部人材の活用を含め、これまでの実績と課題を明確にして、農地中間管理事業の役割を、第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に位置付けていただきたい。

(1 1 月末時点の実施状況)【県】

- ・令和元年度の農地中間管理事業の実績は 1,289ha で全国 10 位、平成 26 年度以降の累計面積では全国 6 位となっている。また、2020 年農林業センサス(速報)によれば、県内の法人経営体の増加率が全国及び東北平均を大きく上回っているほか、経営規模別の経営耕地面積集積割合では、10ha 以上の農業経営体が全体の 48.5%を占め、前回から大幅に増加するなど、担い手の法人化や規模拡大が進んでいる。
- ・一方で、令和元年度末における担い手への農地集積面積全体では、前年度末から微増にとどまっている。その背景として、担い手の高齢化の進行のほか、一部の集落営農組織において、法人化の見極めによる解散事例などもある。
- ・こうした状況を踏まえ、現在検討中の第3期食と農の県民条例基本計画では、農地の受け手となる新たな担い手組織の育成や集落営農組織の法人化を支援し、経営の高度化・安定化等を図るほか、大規模経営体だけでなく、意欲ある中小の家族経営体等も含め、多様な人材を育成することで、地域農業の中心となる経営体を確保することとしている。また、農地中間管理事業等を活用し、人・農地プランの実質化及び実質化したプランの実践を支援していくことにより、これらの中心経営体への農地の集積・集約化を推進していく。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

宮城県農地中間管理機構は、当該事業の推進機関として市町村や関係団体等に出向き事業の説明を行うなど積極的に事業の推進に努め、借入・転貸面積等で実績を上げるとともに、地域や農業者の実情に応じて受け手要件や賃貸借期間の見直し等を積極的に行っており、基本スタンスは高く評価できる。

（1 1月末時点の実施状況）【公社】

- ・コロナ禍の影響で会合自粛の地域が多い中、市町村・地元協議会等からの派遣要請に基づき、人・農地プランの実質化とバンク事業量拡大に向け推進している。
(R2 借入・転貸計画：4,250ha、11月末借入実績：1,103ha、転貸実績：1,597ha)
- ・担い手要件、賃貸借期間の変更による地域の状況は、円滑化事業からの鞍替え等、これから山間部を中心に徐々に活用者が増加する見込み。また、事務の簡素化を目的とした「集積計画一括方式」については、徐々に実績が増加しており、令和2年度中に受け手変更を除く新規契約は、全て一括方式の導入を指導している。
- ・創設2年目となる公社単独事業「担い手集積支援事業」は、「地域タイプ」話合いの経費支援（助成金）は4件2団体に交付済み。今後も引き続き、バンク事業活用の一つのインセンティブとして市町村等巡回時や地域に入り事業啓発する。

③ その他

今後は平坦部と中山間地域、都市近郊での営農がこれまで以上に多様化していくと想定されるので、県にはそこでの営農モデルのビジョンを示していただきたい。併せて、それぞれの地域での兼業農家の役割と位置づけを示していただきたい。

（1 1月末時点の実施状況）【県】

- ・現在検討中の第3期食と農の県民条例基本計画では、平坦部や中山間地における「農業生産の効率化と高度化」、「農地利用の高度化」、「地域資源を活用した多様ななりわいの創出」など、農業及び農村の将来像を示すこととしているほか、次代の人材育成に向け、意欲ある中小の家族経営体等も含め多様な人材を育成することで、地域農業の中心となる経営体を確保することとしている。
- ・また、年度内を目途に、農業経営基盤強化促進法の都道府県方針の改訂作業を進めており、規模別、部門別、経営形態別の営農類型指標も見直し作成することとしており、これらの情報を提示・活用しながら、地域の実情に応じた営農モデル構築を支援していく。

2 推進体制

① 宮城県

宮城県は、農地中間管理事業を推進するために、地方推進本部を設置し、地域の実情を踏まえるとともに集会等にも参加しながら指導および調整に取り組んでいること、また、関係機関と連携した農業経営相談所を設置して、農業者の多様な相談に応じていることは評価できる。

併せて、宮城県は現在、市町村と連携して人・農地プランの実質化を推進しているが、実質化された結果が現実的なものとなるように農政部の総力を挙げて注力していただきたい。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・宮城県農地集積推進本部では、県推進本部及び地方推進本部の担当職員等を参集範囲とする「農地中間管理事業推進チームリーダー及び担当者会議」を開催し、県庁関係課室及び各地方振興事務所の担当職員等が一堂に会して情報共有や事業推進に向けた意見交換等を行っている。(6/12, 11/20 開催)
- ・人・農地プランの実質化に当たっては、コロナ禍の影響により、多くの市町村で計画どおりに話し合いが進められない状況にあり、まずは、年度内にできるだけ多くの地区で人・農地プランの実質化の取組が進むよう、県推進本部、地方推進本部一体となって支援する。
- ・実質化された人・農地プランの実現に向けては、引き続き、農業経営相談所等の関係機関と連携し、中心経営体に位置付けられた担い手の育成に努めるとともに、関係課室が所管する事業を効果的に活用しプランの実現を支援する。

② 宮城県農地中間管理機構(公社)

地域に精通した役場、農協、土地改良区のOB職員を地域コーディネーター(CD)として登録し、地域の農業者と協議しながら、地域の実態に即した対応をしている点は評価できる。この点から、今後の農地の集積や集約がスピード感を持って適切に進展するかどうかは、CDがこれまで以上に地域に深く入り込み、出し手や受け手の本音を引き出せるかどうかにかかっていると思われる。このため、CDがこれまで取り組んできた良い事例や失敗した事例などを関係者で情報共有するとともに、さらなるモチベーションの向上につながる工夫も必要になると思われる。併せて、農業収益は川下にある流通構造の消費動向の変化によって変動することから、今後は流通事業者等の意見も反映される仕組みが必要と思われる。

(1 1月末時点の実施状況)【公社】

- ・地域CDは県内7圏域を14名体制で事業推進しているが、これまで以上に地域に深く入るため、地域CD各々がこれまでの活動を振り返り、成功事例と失敗事例を取りまとめ、関係者で情報共有し推進活動に活かしている。(各種事例は別紙参照)
- ・流通事業者等との関わりについては、8月27日に開催した「担い手農業者組織等事業連携協定」に係る連携推進会議で、(株)一ノ蔵より企業としての米造りへの参入や、一般の等級とは違う酒米として求められる品質など御意見をいただいた。今後も機会を見つけて流通事業者等の方々と情報交換していきたい。

③ その他

地域農業の明日を考えるシンポジウム等の開催については評価できる。

(1 1月末時点の実施状況)【公社】

- ・本年度は、「未来へつなぐ宮城の農業～集落営農の広域化・多角化と地域連携～」を仮テーマに企画したが、コロナ禍の影響により、本年度開催は見送りとした。次年度開催に向け、準備・検討している。

3 推進方法

① 宮城県

「人・農地プラン」の実質化で重要な点は、地域の農業者が、当該地区の農業の将来、集落の在り方、農地管理の方法等について、共通の認識を持てるかどうかということである。このため県には、将来の方向性や実現のための具体の施策や事業を示すなど、関係者が共通の将来像を持てるように、積極的にその役割を果たしていただきたい。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・宮城県農地集積推進本部・地方推進本部合同会議や、農地中間管理事業推進チームリーダー及び担当者会議を通じて、人・農地プランの実質化を支援する立場の県、機構、農業会議、JAグループなど関係機関が情報共有等を図っている。また、地方推進本部では、地域の状況に応じて、管内市町村、関係機関等との情報共有や意見交換の機会を設けている。
- ・今年度の新たな取組として、各圏域に「人・農地プランの実質化の進捗と一体となって農地集積を推進する地区」(推進地区)を設定しており、推進本部として当該地区に積極的に支援を行うことで、周辺地区への波及による全体的な取組の推進を図る。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地中間管理機構は、集会等への地域コーディネーター派遣、シンポジウム開催による優良事例の紹介、事業の実務的な指導などを積極的に行い、当該事業の推進に努力しており、今後も継続的な取組みを期待したい。その一方で、中山間地域等の条件不利地域では今後、受け手が不在の農地が多くなると予想される。受け手と出し手のマッチングが難しい農地の活用や管理のあり方については全国的な課題と思われるので、国を巻き込んだ検討が必要と思われる。このほかに、作業受委託の契約が慣習的に継続している農地も少なくないと言われており、「人・農地プラン」の実質化の中で、地域コーディネーターを中心にその妥当性を検討することも必要と思われる。

（1 1月末時点の実施状況）【公社】

- ・担当者会議を7/29に開催し、R2実施方針や法改正への対応状況（一括承継等）を周知済み。一括承継については、角田市公社と手続きの調整を行っている。
JAとの調整は今後、中央会を通して一層連携強化を図る。
- ・農地利用最適化推進委員等の連携状況については、9/2・9/3に800人規模の研修会の場で、講師として機構事業との連携活動についてPRを行っている。
- ・担い手組織（法人協会、認定農業者協議会等）とは、連携協定に基づく連携推進会議を8/27に開催し、意見交換を行っている。
- ・中山間地域における事業推進については、10/22開催の国とのヒアリングの場で、人・農地プランの話合いの過程で、条件不利地の改善手段として、農地中間管理機構関連農地整備事業（現在、県内4ヶ所で実施）や、新たな手法として小規模での農地耕作条件改善事業と農地集積を合わせた機構パッケージ型支援等により事業推進することで意見交換している。
- ・農作業受委託の妥当性については、今後出し手と担い手からメリット・デメリット等を聞き取り、対応を練る考えで進めている。また、特定農作業受委託契約から機構事業への切り替えを推進するため、随時、軽減税率制度による担い手の影響（事務処理状況等）について、担い手から情報収集している。

③ その他

これからの農地中間管理事業の推進を考えるにあたっては、次の2点に留意する必要があると思われる。

一つは、日本人の食生活の変化と国内市場の縮小および海外需要の拡大を考慮すると、今後の農産物の生産・販売の拡大には、流通業、食品加工業、外食産業との連携が一層重要になってくると考えられる。このため、各地域の農業の将来像を考えるにあたっては、関連する民間経済人の参加が不可欠と思われる。

もう一つは、宮城県の農村は少子高齢化の問題に直面しており、地域農業の振興や農村の維持・活性化には後継者や新規就農者の確保・育成が不可欠である。このため、就農者の確保に向けた関係機関や関連団体との取組とともに、新規就農者の受け皿づくりと地域として受け入れる環境づくりも不可欠と思われる。

(1 1 月末時点の実施状況)【県】

- ・現在検討中の第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画においては、社会の変化に対応し、生産から消費までをつなぐ各産業の連携によるバリューチェーンの構築を進めることとしており、県産業振興審議会の商工業部会委員の意見も伺いながら検討作業を進めている。地方推進本部等を通じ、先ずは、こうした内容を情報発信しながら、地域における農業の将来像の検討を支援する。
- ・新規就農者の受け皿づくりについては、県内の新規就農者の約6割が農業法人等への雇用就農である実情を踏まえ、宮城県経営相談所等の関係機関と連携しながら雇用就農先となる農業法人の経営高度化・安定化に向けた支援を行うとともに、就農相談会等を通じた農業法人とのマッチング支援も行っている。また、新規就農者の定着促進を図るため、みやぎ農業未来塾の開催や、農業士など地域の担い手農業者の協力を得てマンツーマンサポート事業を展開するなど、就農準備から定着まで一貫した支援に取り組んでいる。

4 事業実績

- ① 機構借入関係 評価C
- ② 機構貸付関係 評価C
- ③ 機構管理（実績無し）関係 評価対象外
- ④ 機構条件整備（実績無し）関係 評価対象外
- ⑤ 貸付希望者リスト掲載関係 評価C
- ⑥ 借受希望者リスト掲載関係 評価B

設定されている評価基準に従うと、事業実績の評価は上記の結果とならざるを得ない。しかし令和元年度は、10月に台風19号の襲来により宮城県内では壊滅的な被害を受けた地域や農地が数多くあり、被災市町村や農協、土地改良区などはその復旧作業や関連する行政対応等を優先せざるを得ず、農地中間管理事業に注力できる人的資源や時間、機会はきわめて限定的であった。上記の結果については、この点を十分に考慮に入れて考察する必要がある。

①成功事例	※これは良かった感じた点等	②失敗事例	※これは改善しようと感じた点等
	<p>○角田市における集約については地元でもあり、農地の条件、担い手・地権者の顔と個性も分かっており、集約に向けた取組について話をすることが多くありました。地権者の本音も聞くことができ、結果的に集約の一助になったものと思われま。これが他の市町であった場合、同じ様な動きはできなかつたと思います。</p> <p>(大河原圏域 大槻CD)</p>		<p>○農地の利用調整については、受け手と市町の農政機関（農林課・農業委員会）が、どの事業に基づいて契約を締結するのかを決めているのが現状です。機構事業については幾度となく伝えてはいるつもりでも、機構以外での契約になりうる場合があります。もう一歩踏み込んで、中間管理事業を進めればよかったのか？と、反省する場合があります。何処まで話をしているのか、自分中の反省事項です。</p> <p>(大河原圏域 大槻CD)</p>
	<p>○農地中間管理事業の普及、推進者（営業職）であると常に考えて仕事をしています。 ○市、町の役所始め農業の関係機関担当者と身近に情報交換出来る事を大切にしています。 ○農業者、役所からの相談等々についても出来る限り協力して事業推進して行きます。</p> <p>(大河原圏域 佐久間CD)</p>		<p>○管内に於いて訪問したい地区（役所、関係機関）訪問しづらい地区を自分の中で作ってしまう。</p> <p>(大河原圏域 佐久間CD)</p>
	<p>○当初、市町ごとに実情が異なり大変な部分もあったが、各種打合せ・会議に出席しているうちに関係機関・担い手等とのコミュニケーションが図られるようになった。</p> <p>(大河原圏域 河村CD)</p>		<p>○関係機関や担い手等の質問に対応できないこともある。 ⇒我々CDは基本的に月2週間以内の勤務であり、専門的知識も必要だがそれ以上に現場で役立つ豆知識の方が大事である。 要望として、定期的に管内CDを巡回し意見交換や情報提供していただきたい。</p> <p>(大河原圏域 河村CD)</p>
	<p>○法人を中心に訪問している。事例の一つに「農地中間管理事業の活用は考えていない」と役場の担当に言っていた集落営農法人の代表宅を訪問し話を聞いた。話の内容は「各法人が機構に集積した際に支払われた地域集積協力金の扱いに関して不信感をもって来たよう。農地中間管理事業内容をうちの法人だけが役場より説明されていないという誤解と法人代表者同士の関係がよくなかつた」とのこと。 法人代表も集落営農組織から法人化した。集落営農時代と何も変わらない状況なので法人として何かをしなければならぬと悩んでいた。農地は特定農作業受委託での形態だったが、公社CDから「契約書を交わしておらず契約書を作成するのであれば、農地中間管理事業を活用したほうがよいのでは」と提案した。その後、法人理事会で事業の内容を説明し、法人組合員への説明会を役場にきてもらい開催することになった。法人代表は説明会での説明は良く理解できなかったが、とにかく法人として農地中間管理事業で契約し組合員にも安心してもらうということで、最終的に、農地中間管理事業を活用する運びとなった。</p> <p>(仙台圏域 佐藤CD)</p>		<p>○役場、JA、土地改良区、法人への訪問は、情報収集というもののこちらからの情報がないとなかなか訪問しづらい。 ○出し手見込者への訪問をしようと思うが、データがないので訪問できない。 ○出し手に借受者とのマッチングを依頼されても、借受者に借り受ける農地の選別をされるので全農地の借受者を探すのが難しい。</p> <p>(仙台圏域 佐藤CD)</p>
	<p>○「地域コーディネーター・農業農村整備部との定例打合せ会」の開催による、北部地方振興事務所内の県組織との情報共有が有効。</p> <p>(北部圏域 佐々木CD)</p>		<p>○管内市町の農政部局と農業委員会部局との連携があまり良くない。特に、事務所が別々の庁舎に離れているところは、なおさらである。 ○また、広域合併をした市町においては、本庁と支所との連携や情報共有が思わしくない。同様に、農協においても本店と支店との連携や情報共有が思わしくない。このことは、行政と農協の間でも同じである。</p> <p>(北部圏域 佐々木CD)</p>
	<p>○地方農地集積推進本部に駐在し、定例的に打合せ、会議等を行うことにより、関係機関の活動の見える化に繋がり、円滑なコミュニケーションが図られている。 一方、市町段階での農政主務課、支所地域振興課、農業委員会、JA等の定例的な打合せが開催していないので、情報の共有化が無くバラバラであるため、農業者に対する一体的な支援体制の構築と強化が必要と感じる。 ○「普及センターだより」に、年2回農地中間管理事業の記事を掲載していただき、事業の推進を図っている。</p> <p>(北部圏域 佐藤CD)</p>		<p>○同じ市町（農政主務課、支所地域振興課、農業委員会、JA等）で、同じ打合せや相談を行っても、対応意識に非常に濃淡があり、事業に対する意識の底上げを図る必要がある。 【例えば、マッチングのため地元農業委員等と連絡依頼をしても対応するところ、対応しないところがある。】 ⇒地元の関係機関・団体の定例打合せの実施による共通認識の醸成が必要なため、定例会の実施の働きかけ。 ○地域でのマッチング活動などは、農業委員等が中心に担っているが、委員まで各種制度や仕組み等の情報が伝わっていない状況が見られるので、いかに農業委員等に情報伝達するかが課題になっている。 ⇒各農業委員会に対し中間管理事業の研修会の実施、並びに情報交換会の実施を依頼。 ○出し手の家庭内（親子）の意思不統一に伴う相談でのマッチング活動のミスリード。 出し手（子相談）⇒CD⇒農委（本所）⇒支所（農委事務所）⇒最適化推進委員（マッチング相談活動）⇒出し手（親耕作者）※相談者は別世帯の子供から ⇒相談を受けた場合は、出し手家庭内の意思が統一されているかの確認が必要。それに世帯内農業者でも世帯間で、いかに農地に対する愛着・思いを持っているかと改めて考えさせられたケースである。このため集積も地域内が基本で貸付相手が見えないと進まないと思われる。</p> <p>(北部圏域 佐藤CD)</p>

①成功事例	※これは良かった感じた点等	②失敗事例	※これは改善しようと感じた点等
	<p>○農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象とした自宅訪問を実施し、担当地区の状況や農地中間管理機構等に対する意見・要望について話しを聞かせていただいたり、農地中間管理事業等の説明をさせていただいたりを通し、地域CDと農業委員等との距離が近くなり連携が取り易くなった。</p> <p>(栗原圏域 中澤CD)</p>		
	<p>○農業者との直接対話によって本音が聞けた。 ○CDの2人体制によって情報提供および情報収集の幅が広がった。 ○CDが地域内に駐在することによって農業者の相談する機会が増えた。 ○人・農地プランの実質化協議に向け、実施主体である市への働きかけを行った。特に既に実質化していると思われる基盤整備実施および計画地域、多面的機能支払い、中山間直接支払い地域において地域協議が開催された。 ○集落営農組織の法人化に伴う勉強会において機構集積協力金を活用した農地の集積集約化に向けた話し合いができた。 ○基盤整備実施地区および計画地区において、農地の集積集約に向けた協議の場で人・農地プランの実質化に向け機構関連事業と併せて情報提供を行った。</p> <p>(栗原圏域 三浦CD)</p>		<p>○コロナ禍の影響もあると思うが、農業者および関係機関との十分な情報交換の機会が少なかった。 ○訪問農家の経営内容等の事前情報を持ち合わせない中での対話があり、会話が途切れることがあった。</p> <p>(栗原圏域 三浦CD)</p>
	<p>○諸会議等で他地域のコーディネーターからの情報を聞くことにより、担当地域の事業推進の参考になっている。 ○関係機関及び担い手等への定期的な巡回によりコミュニケーションも図られ、時には必要とする情報なども得られる場合もある。 ○ほ場整備計画地区及び実施地区等の会合に参加することにより、農地の集積、集約化の推進が図られている。</p> <p>(石巻圏域 門間CD・岡田CD)</p>		<p>○関係機関からは必要な打合せ以外の定期的な巡回については事前アポは不要と言われていたので巡回時担当者が不在の場合もある。 ○今年は新型コロナウイルスの関係で巡回による情報収集ができなかった。</p> <p>(石巻圏域 門間CD・岡田CD)</p>
	<p>○定期的な打合せや各種会議・研修会・説明会に参加したことで、関係機関と円滑なコミュニケーションが図られたとともに、受け手・出し手の方々の考えや思いを知ることが出来た。 ○2ヶ月に1回の割合でCD情報連絡会議が開催されているが、他地域の情報をCDから得る事により、自地域での推進活動に大いに役立っている。 ○中間管理事業の担当者と同部屋にいる事で、互いの状況や各種確認事項などを逐次行うことが出来た。</p> <p>(登米圏域 佐藤CD)</p>		<p>○中間管理事業と言うと、何でもかんでもすぐコーディネーターに聞けば良いと思われている。(例：機構集積協力金・機構契約等) ⇒分るものについては出来るだけ答えているが、最終決定は県や公社へ確認してもらうようにしている。 ○人・農地プランの実質化に向けて本市の対応が非常に鈍く、何度か担当者に声がけをしていたが、いつもなんやかんや言われてスルーされてしまった。 ⇒10/27に、ようやく推進会議が開催されたが、担当者も実際 何をしたら良いか分からなかったのかもしれないので、今後も実質化に向けてもっと強く寄り添う形を取っていきたい。</p> <p>(登米圏域 佐藤CD)</p>
	<p>○平成元年度に、登米地域農業の更なる発展をテーマにして、「新たな標準区画(2ha区画)と人・農地プランの勉強会」が開催されました。宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所の農業農村整備部が中心となりプロジェクト会議を設置し、8月中旬から12月中旬までの期間に18回の勉強会が行われました。この会議の構成員は、県登米地域事務所の副所長以下農業振興部及び農業農村整備部、登米市産業経済部の農村整備課・産業振興課、JAみやぎ登米営農企画課、迫川沿岸土地改良区、北上川沿岸中田地区土地改良区、登米吉田土地改良区、みやぎ農業振興公社(地域CD含む)です。プロジェクト会議や勉強会を重ねる中で、普段の活動ではなかなか会う機会が少ない職員の方々と知り合うことができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。また、勉強会に参加した農家の方々の生の声を聞くことができたこともとてもよい経験になったと考えています。皆さんに顔を知っていただいたということで、その後のコーディネーターの推進活動がとてもスムーズになったのではないかと感じています。</p> <p>(登米圏域 金野CD)</p>		<p>○「新たな標準区画(2ha区画)と人・農地プランの勉強会」では、各関係機関の職員がそれぞれ役割分担をして農家の方々に分かりやすく説明をするというものです。私たち公社からは、「農地中間管理事業の活用」について話をしましたが、内容を十分に把握して出席したつもりでも、いざ農家の方から質問が出ると十分な回答ができていなかったのではないかと勉強不足を反省しているところです。</p> <p>(登米圏域 金野CD)</p>
	<p>○定期的及び各種会議、打合せに参加したことにより、関係機関・担い手等とコミュニケーションが図られた。 ○人・農地プランの実質化に携わり、関係機関及び地域の担い手等との打合せにより、これまで以上に地域の実態や課題が把握でき、ある程度のアドバイスが出来ている(思われる)。 ○農業委員会の総会後に農地中間管理事業、農地整備事業の概要について勉強会を開催し、事業の啓発に努めた。(農業委員、農地最適化推進委員とある程度のコミュニケーションが取れた。)</p> <p>(気仙沼・南三陸担当 只野CD)</p>		<p>○人・農地プラン実質化に伴うアンケートにより、農地中間管理機構について、わからないと回答した人の割合が多かった。 ⇒関係機関と連携し、啓発する。 ○地域から色々な質疑が出てくると想定されるので、これまで以上の専門知識が必要感じる。 ⇒各種研修会に積極的に参加する。 ○地域の農地状況・地理がわからない。 ⇒現地踏査を行う。</p> <p>(気仙沼・南三陸担当 只野CD)</p>